

これも業務災害ですか

Q1 従業員Aは就業時間中にトイレに行く途中、階段で滑って転び、右手首を骨折しました。

A 業務上の災害と認められます。原則として、業務を中断している間の災害は業務上の災害と認められませんが、直接業務と関係はなくてもその行為をしなければ業務に支障をきたすと考えられる行為があります。とくにトイレに行くという行為は生理的に必要な行為であり、労働者が恣意的に業務を中断するものではなく、業務に付随する行為を行うものとして業務遂行性が認められます。

Q2 従業員Bは、就業時間に喫煙室で喫煙中にドアに指を挟み右手小指を骨折しました。

A 業務上の災害と認められます。喫煙は、生理的必要性とは言えませんが、これに類似する行為として、就業時間中の喫煙が禁止されている等の事情がない限り、生理的必要性を満たす行為と同じ扱いとなります。

Q3 従業員Cは、取引先会社に来たところ、会社玄関で納入業者が荷物の搬入に苦労していたので手伝ってあげたところ、うっかり重い荷物を足の上に落としてしまい、右足親指を骨折しました。

A 業務上の災害ではありません。Cがけがをしたときに行っていた作業はCの本来の業務ではなく、本来の業務を行うために必要な行為でもありません。また、もしCが納入業者を手伝わなくてもCの本来の業務に何ら影響を与えません。Cの行為は本来の業務との関連性はなく、業務災害とは認められません。

Q4 従業員Dは、定時に帰宅したが、明日提出期限の書類を作成していないことを思い出し、会社に戻り作業をしました。Dは、夜中に書類作成を終え会社を出る際、転倒し右手首を骨折しました。

A 就業時間外の無断残業中の災害は、Dの作業が事業の円滑な運営に資すると認められるものであれば、事業主の指揮命令下にあるものとして通常の業務と同様に扱われることとなります。

Q5 従業員Eは、お昼休みに社内で同僚と卓球をしていたところ、誤って卓球台の角に頭をぶつけ4針縫うけがをしまいました。

A 休憩時間中の私的行為中の事故は、会社施設の欠陥等の特別な事情がない限り、業務上災害とはなりません。

Q6 従業員Fは、取引先との商談のため出張で●県に来ました。事前に予定されていた会食を兼ねた商談後、宿泊先のホテルに帰る途中、車にはねられ全治3か月の大けがをしました。

A 業務上の災害と認められます。出張に通常伴う行為に起因する事故は業務上災害となります。出張中の取引先との飲食は、業務上の必要性があるか、時間や内容が適当なものか等、総合的に勘案して判断することとなります。Fのケースは取引先との会食は予定されていたものなので、業務に付随するものと判断でき、これに接続する宿泊先へ帰る途中の事故は業務災害として認められます。

Q7 従業員Gは、会社主催の運動会の徒競走でおもいきり走りアキレス腱を切断してしまいました。

A 会社主催の運動会の参加が業務として扱われるどうかは、①会社主催のもとに定期的に行われているか、②事業の運営に必要と認められるか、③参加にあたり通常の出勤と同様の扱いがなされているか、これらがいずれも肯定的に認められると、運動会の参加が業務として取り扱われることとなります。参加することが強制されていない会社主催行事に参加することは、原則として業務としては扱われません。